

(指定洞道等の届出)

第 57 条の 2 通信ケーブル又は電力ケーブル（以下「通信ケーブル等」という。）の敷設を目的として設置された洞道、共同溝その他これらに類する地下の工作物(通信ケーブル等の維持管理等のため必要に応じ人が出入りする隧道に限る。)で、火災が発生した場合に消火活動に重大な支障を生ずるおそれのあるものとして消防長が指定したもの（以下「指定洞道等」という。）に通信ケーブル等を敷設する者は、次に掲げる事項を消防長に届け出なければならない。（さ）

- (1) 指定洞道等の経路及び出入口、換気口等の位置
- (2) 指定洞道等の内部に敷設されている主要な物件
- (3) 指定洞道等の内部における火災に対する安全管理対策

2 前項の規定は、同項各号に掲げる事項について重要な変更を行う場合について準用する。（さ）

条則

(指定洞道等の届出)

第 14 条 条例第 57 条の 2 の規定により指定洞道等の届出をしようとする者は、届出書に次に掲げる図書を添えて提出しなければならない。ただし、同条第 2 項の規定による変更の届出にあつては、変更する事項に係る図書以外の図書の添付を省略することができる。

- (1) 条例第 57 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する事項を記載した経路図
- (2) 敷設ケーブル、消火設備、電気設備、換気設備、連絡電話設備等の概要書
- (3) 次に掲げる事項を記載した安全管理対策書

ア 通信ケーブル等の難燃措置に関する事項

イ 火気を使用する工事又は作業を行う場合の火気管理等の出火防止に関する事項

ウ 火災発生時における延焼拡大防止、早期発見、初期消火、通報連絡、避難、消防隊への情報提供等に関する事項

エ 職員の教育及び訓練に関する事項（か）

【解説】

洞道内で火災が発生すれば、地下の密閉空間であるため、高温の濃煙や一酸化炭素等が充満し、酸欠状態となっている環境下で、かつ、暗やみの極限された空間内で消防活動を行わなければならない。消防活動が極めて困難だけでなく、消防隊員の人命危険が大きく、また地上の指揮隊による火災状況の確認や、溝内に進入した消防隊員との連絡が困難であること、直接消火に当たる人員が限られることなど消防活動上極めて不利な条件にある。また、洞道内の主な可燃物は、外装被覆に用いられているポリエチレンであるため、火災が発生すると、消防隊が消火に成功するまでは延焼拡大していく可能性を有している。

そこで本条は、指定洞道等について消防機関があらかじめ必要な事項を把握するとともに、関係者に対しその火災に対する適切な安全管理対策の指導を行うことにより、洞道等における防火安全を期することを目的とするものである。

- 1 通信ケーブル等の洞道、共同溝その他これらに類する地下の工作物で、火災が発生した場合に消火活動に重大な支障を生ずるおそれのあるものには、通信ケーブルの敷設を目的として設置された洞道、電力ケーブルの敷設を目的として設置された洞道及び通信ケーブル等の敷設を目的として設置された共同溝が該当する。
 - (1) 「洞道」とは、通信ケーブル又は電力ケーブルを敷設するために地中に設置された人が立ち入る鉄筋コンクリート造等の隧道をいうものであり、人の出入りすることのできない管路等に通信ケーブルや電力ケーブルを引き込んだものは、該当しない。
 - (2) 「共同溝」とは、共同溝の整備等に関する特別措置法(昭和38年法律第81号)第2条第5項に規定する「2以上の公益事業者の公益物件を収容するため道路管理者が道路の地下に設ける施設」をいうもので、人が出入りする隧道をいうものである。
- 2 「消防長が指定したもの」とは、昭和60年12月20日広島市消防局告示第2号で定めているものをいう。

告示中の「前2項以外で消防長が必要と認める洞道等」について、適用例はないが、地下工作物のうち多層にわたるもの、洞長50メートル未満のものでも経路等が複雑なもの等を想定したものである。
- 3 届出の時期は、通信ケーブル等を敷設しようとする前である。
- 4 届出者は、指定洞道等に通信ケーブル等を敷設するものであるが、通信ケーブル等を管轄する事業所の代表者で足りるものである。
- 5 届出事項は、条則第14条各号による。
- 6 届出は、所轄消防署を経由することなしに直接、消防局敬警防部警防課が受理する。
- 7 「重要な変更」とは、指定洞道等の変更、出入口、換気口等の新設又は撤去、通信ケーブル等の難燃措置の実施又はその変更、その他安全管理対策の大幅な変更等をいう。